第３章

計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

吉川市では、平成16（2004）年に制定した「吉川市男女共同参画推進条例」の７つの基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

多様性を認め合い
誰もが自分らしく生きることができるまち

個人としての尊厳を重んじ
すべての人が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として
自らの意思によって、個性と能力を発揮し
あらゆる分野に対等に参画できるまちを目指します。

吉川市男女共同参画推進条例の基本理念　（条例第３条）

市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

（1）　男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

（2）　性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

（3）　男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。

（5）　社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。

（6）　男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

（7）　国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

2　計画の基本目標

基本目標Ⅰ　ジェンダー平等の意識づくり

男女共同参画社会の形成のためには、これまでの文化や風習等によって人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが重要です。

多様性を認め合い、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画できるよう、互いの人権尊重とジェンダー平等の意識づくりを促し、その定着と浸透に取り組みます。

基本目標Ⅱ　配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、暴力によって自己肯定感や自尊感情を失われる等、心への影響も大きいほか、被害者のみならずその子どもにも影響が及ぶため、関係機関等との連携を図りながら、ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援体制づくりが必要です。

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するために、ＤＶ防止や相談支援体制、被害者の保護・自立に向けて組織横断的に取り組みます。

基本目標Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり

互いの身体的な性のありようを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。子育てや介護においては、固定的な性別役割分担意識によって女性の負担が大きくなりやすい状況にあることから、社会的支援及び地域の支え合いによる支援体制が必要です。

誰もがいきいきと安心して暮らせるよう、多様な性のありようや年代に応じた心と身体の健康を理解し、地域社会全体で支え合う子育てや介護支援に取り組むとともに、災害による被害や困難を最小限にするために、多様性に配慮した視点に立った減災対策に取り組みます。

基本目標Ⅳ　誰もが活躍できる社会づくり

政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策･方針決定の過程に女性の参画が増えることは、様々な視点が確保されることで、国民の価値観の多様化・社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な社会につながります。

あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、意思決定の過程における女性の参画を促進するとともに、職業生活において性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくりに取り組みます。